

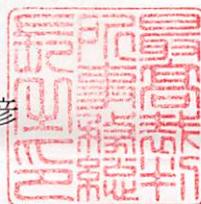
最高裁秘書第990号

平成30年3月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成29年12月11日付け（同月13日受付、最高裁秘書第4965号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判官会議議事録（昭和24年10月17日開催）（片面で14枚）

2 開示しないこととした部分と理由

1の文書には、個人識別情報（氏名等）及び公にすると人事管理事務に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び同条第6号ニに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議議事録

昭和二十四年十月十七日（月）

第二会議室において、午前十時四十五分開議

出席員　三淵長官、塚崎、長谷川、沢田、霜山、井上、柴山、眞野、
小谷、島、斎藤、藤田、岩松、河村、穂積各裁判官
三淵長官議長席につく。

議事

- 一 新序舎落成の行事について
内藤総務局長より別紙案につき説明あり、これを了承する。
- 二 昭和二十五年度予算について
吉田經理局長より別紙に基き昭和二十五年度予算要求に対する大蔵省内示額につき説明あり、意見交換の後これを了承する。
- 三 人事について
石田人事局長より別紙案に基き裁判官等の任命その他の案につき説明あり、意見交換の後これを可決する。

なお、前回最終的決定を専保した裁判官の昇給案につき意見を交換した後次の各裁判官の昇給を決定する。

午後零時二十五分休憩

同一時四十五分再開

四 司法職員組合について

石田人事局長より司法職員組合の庁舎使用問題について報告する。

五 第二小法廷の判決に関する問題について

裁判官会議決定

本件の取扱については、関係裁判官に対する情誼からすれば、まことに忍び難いものがあるが、当裁判官会議は、最高裁判所の使命、性格並びに最高裁判所裁判官の責任の重間に鑑み、單なる懲戒手続によつて処理すべきものではなく、この際関係裁判官が自発的に善処することが最も妥当であると認める（塚崎、沢田両裁判官は、本件は懲戒手続によつて処理するをもつて足るとの意見である）。

午後五時二十一分散会

議長

秘書課長